

1 8 高 福 号 外  
平成 1 8 年 5 月 2 9 日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 健 康 福 祉 部 長  
( 公 印 省 略 )

介護保険関連車両の駐車許可の取扱いについて（通知）

このことについて、本県では、介護保険事業の円滑な実施に資するために、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 45 条第 1 項及び同法第 49 条の 2 第 5 項の規定に基づき、訪問介護事業を始めとした 8 事業について、駐車許可の取扱いがされているところです。

今般の介護保険法の改正により新たな介護サービス事業が創設されたこと等に伴い、県民サービスの維持・向上、地域の実情等を勘案の上、別紙のとおり許可対象事業の拡大等の措置が講じられましたので、御承知されるとともに、関係機関への速やかな周知等に万全を期してください。

なお、駐車許可は、駐車禁止場所に許可を受けて特例的に駐車するもので、適正な対応が不可欠であり、玄関先への駐車・通学路への駐車など不適切な駐車をした場合には、当該措置が取り消されることがあります。

おって、今回の取扱いについては、愛知県警察本部と協議済みであることを申し添えます。

連絡先 高齢福祉課

介護保険指定・指導グループ

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 9 (ダイヤルイン)

F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 1 9

別 紙

介護保険関連車輛の駐車許可の取扱い

1 許可対象事業及び開始年月日

区 分	対 象 事 業 名	開 始 年 月 日
介護給付	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護	平成 12 年 4 月 1 日
	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成 12 年 10 月 1 日
	通所介護、通所リハビリテーション	平成 13 年 10 月 1 日
	居宅介護支援	平成 15 年 8 月 1 日
介護予防	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防支援	平成 18 年 6 月 1 日
地域密着型(介護予防)	夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	
市町村特別給付	配食サービス	

2 許可期間

平成 18 年 6 月 1 日受付け分から 1 年とする（現行は 6 か月）

3 許可手続

(1) 手続先

駐車予定場所の所轄警察署

(2) 申請者

指定事業所の代表者

(3) 添付書類

ア 指定通知書の写し

イ 運転免許証・車検証の写し

ウ 訪問先一覧表

エ 誓約書

オ 個人所有車輛に係る契約書の写し

カ その他（介護支援専門員登録証明書（証）の写し、介護職員の名簿等）

(4) 許可証

ア 駐車許可証等の一連関係書類は事業所に保管することとし、訪問者は就業時に携帯し、就業後は返納するものとする。

イ 訪問先の路上に駐車する場合には、駐車許可証のみを掲示することとし、訪問先一覧表等他の関連書類は訪問者が携帯するものとする。

(5) 安全運転管理者の選任届

借り上げ車輛等を活用して、事業所保有車輛が 5 台以上となった場合には、安全運転管理者の選任届を所轄の警察署に届け出ること。

4 その他

(1) 許可申請に際して、事前に訪問先の要介護者等の同意書を徴しておくこと。

(2) 許可後 6 か月を経て 要介護等認定の変更があった場合には、新たな駐車場所一覧表を所轄の警察署に提出すること。

(3) 地域包括支援センターについては、駐車許可申請時に訪問先が不明と思料されるので、許可場所は管内全域とし、訪問調査時に訪問先一覧表を携帯すること。

(4) みなし指定事業者については、指定通知書が発出されないため、当該事業者の許可申請時における指定番号の確認は、WAM NET に掲載されている指定番号（保険医療機関等番号）を確認することとされている。